

岩手県監査委員告示第 31 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づいて行った財務に関する事務の執行に係る随時監査の結果を次のとおり公表する。

平成 18 年 12 月 12 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫  
岩手県監査委員 平 沼 健  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 監査対象機関 保健福祉部保健福祉企画室
- 2 監査執行年月日 平成 18 年 10 月 22 日
- 3 担当監査委員 川 村 農 夫 平 沼 健 菊 池 武 利 谷 地 信 子
- 4 監査の対象 歳出予算の流用
- 5 監査に至った経緯

平成 17 年度一般会計歳入歳出決算に関し、岩手県歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書に修正があったため、知事から改めて地方自治法第 233 条第 2 項の規定による審査依頼があったことから、同法第 199 条第 5 項の規定に基づき監査を実施したものである。

6 監査の結果

平成 17 年度一般会計歳入歳出決算に関し、平成 18 年 3 月 31 日に岩手県歳入歳出決算書中第 3 款民生費中の第 1 項社会福祉費と同第 3 項児童福祉費の間で、予算に定められていない 10,045,000 円の項間流用が行われていたものを平成 18 年 10 月 19 日に第 3 款民生費中の第 3 項児童福祉費の節間流用に修正した事実を確認した。

7 審査意見

平成 17 年度岩手県歳入歳出決算に関し、不適正な歳出予算の流用から、平成 18 年 10 月決算特別委員会の決算審査途上において、決算書等の修正に至ったことは極めて遺憾である。

今後の予算執行に当たっては、予算関係法令等を遵守し、予算の厳格な管理のもとに、再びこのような事態が生じないよう厳正に執行する必要がある。